

SDGsの達成に向けて取り組む中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております

中小企業者向け県制度融資

(R. 4. 1～)



SDGs推進融資

融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体であって、 県産業政策課の「 とちぎSDGs推進企業登録制度 」に登録された者 (登録申請中の者を含む)	
とちぎSDGs推進 企業登録制度の 登録要件	(1)「環境」・「社会」・「経済」の3側面の取組及び目標が設定されていること (2)SDGs達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が記載されていること	
資金使途	SDGsの達成に必要な運転資金・設備資金	
融資限度額	1億円	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	1.6%以内(保証付き責任共有制度対象外) 1.8%以内(保証付き責任共有制度対象) 2.1%以内(保証なし)	
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書 許認可等の写し(許可業種の場合) とちぎSDGs推進登録企業一覧 (又は登録申請書の写し) SDGs推進融資に係る事業計画書(別記様式第8-4)
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

お問合せ

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県 産業労働観光部 経営支援課 金融担当 028-623-3181